

課外活動について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年9月3日）

平素よりお世話になっております。京大の一学生です。

新型コロナウイルス流行下での本学の感染防止の方針について、3点ほど質問があります。

①後期の授業形態も「オンライン授業を基本とした一部対面授業再開」との方針が発表されたが、京大の感染防止ガイドラインがレベル1、あるいはレベル0に引き下がった場合、オンライン授業が継続されていても、課外活動への自粛要請が緩和・解除され、部室等を使用した活動が再開可能となることは有り得るのか。

②他の大学でのサークル活動の制限も緩和されつつあり、社会全体も経済活動と感染防止の両立の方向へと進む中で、何故本学だけが厳しい活動要件を求め自粛要請の方針を維持し続けるのかという疑問の声もあるが、それについてどう考えているのか。

③自粛は「自らを進んで、行いや態度を慎むこと」であり、本来「要請」されるものではなく、ましてや罰則を課されるものではないはずだが、何故「活動の停止」という罰則をちらつかせながら自粛「要請」の「緩和」を通達したのか。また、「自粛」要請に付随する「罰則」の正当性はどこにあるのか。

以上、回答を切に望みます。

学生が感じているフラストレーションについては、この意見箱でも何度か投稿がありましたが、やはり大学側には学生の切実な怒りや悲しみ、深刻なストレスがどれほどのものか伝わっていないように思います。大学の感染防止への社会的責任が重大であることは理解できますが、このままでは京大に所属する学生は我慢を強いられるばかりで、研究活動においても課外活動においても、充足を得ることはできません。

【回答】（回答日：2020年9月25日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

①については、令和2年9月18日付「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更予定について」、同日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について（第4版）」及び同日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第4版）」をご確認ください。

続いて②ですが、本学においてクラスター発生事例があり、再度の発生をさせないためにも、一部の活動を除き、自粛を要請しているところです。現在の自粛要請が学生諸君には大きな負担となっていることは十分承知しておりますが、感染拡大防止のため、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に③ですが、令和2年9月9日付「課外活動の自粛要請の限定的緩和について（第3版）」及び同日付「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第3版）」に

違反した団体に対する活動停止命令は、新型コロナウイルス感染拡大の防止のための本学学生に対する安全配慮及び本学としての社会的責任の観点から、厚生補導として行うものです。